

令和5年度
霧島市価格高騰重点支援
事業継続支援給付金
申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課
(令和5年6月)

**「事業継続支援給付金」を
装った詐欺にご注意ください。**

1 令和5年度霧島市価格高騰重点支援事業継続支援給付金について

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするために霧島市が交付する給付金になります。

2 対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ 個人事業者（フリーランスを含む）については、事業所（店舗）が市内であることと全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。

また、店舗のない事業の場合、令和5年6月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合

3 要件

- (1) 令和元年分、令和2年分、令和3年分又は令和4年の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例（昭和38年条例第23号）の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (2) 令和元（平成31）年、令和2年、令和3年又は令和4年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (3) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。

- (4) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (5) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (6) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。
- ※ 令和4年度に実施した【霧島市物価高騰対策事業継続支援給付金】の給付を受けた事業者の方も、申請することができます。

【通常給付に関するもの】

- (1) 令和5年2月28日以前に市内で事業を開始し、かつ、令和5年6月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 原油高や物価高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、下記の指定品目の経費のいずれかを計上しており、令和4年11月から令和5年4月までの間のいずれかの月の指定品目の経費が、法人の場合8千円以上、個人事業者の場合4千円以上あること。
- ※1 令和4年又は令和5年のひと月分の経費等がわかるものとして、対象となる指定品目の【領収書】、【通帳等】のいずれかの写しが必要となります。(原則としてこれらの書類は、宛名や品名又は但し書き等が記載されているものとしします。)
- ※2 令和4年11月から令和5年4月までの国内企業物価指数において、著しく指数が上昇している品目を対象経費として指定しています。

○ 指定品目

電気代、ガス代

ガソリン代、軽油代、LPガス代、灯油代、重油代

肥料代、飼料代

- (3) (2)に記載している指定品目の経費以外で、物価高騰の影響を受けている経費がある場合には、別途事務局へご相談ください。

【上乗せ給付に関するもの】

- (1) 令和4年10月31日以前に市内で事業を開始し、かつ、令和5年6月1日時点においても事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。

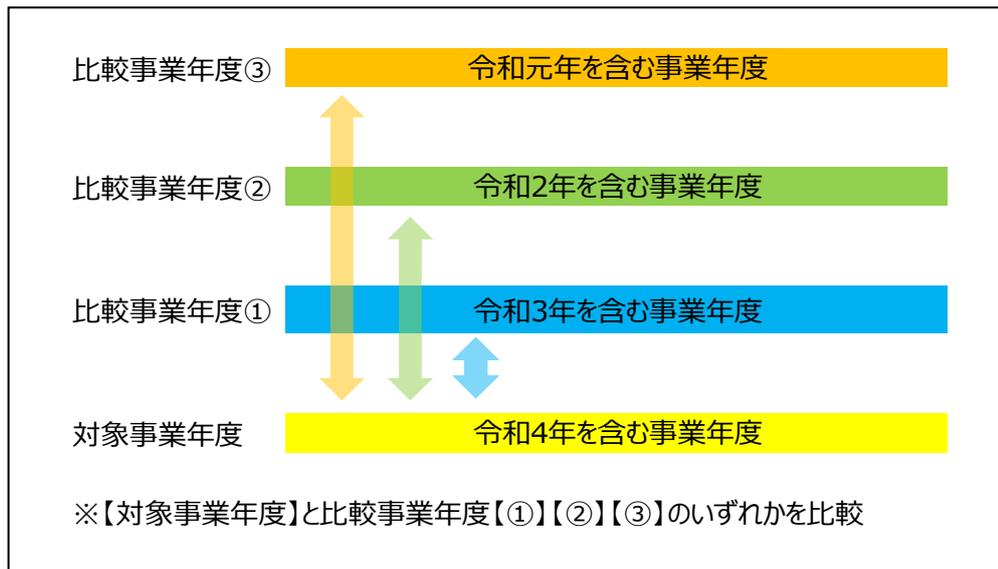
(2) エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により、令和4年を含む事業年度等の売上総利益率^{※1}又は売上高営業利益率^{※2}が前年度等と比較して3ポイント以上減少しており、以下のいずれかに該当すること。

※1 売上総利益率…売上総利益を売上高で除した割合（パーセント表記）

※2 売上高営業利益率…営業利益を売上高で除した割合（パーセント表記）

① 直近2事業年度以上の確定申告がある事業者

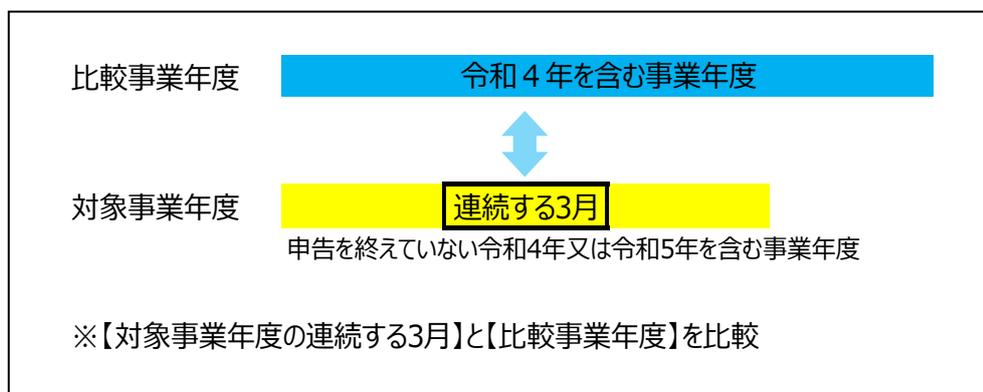
直近の事業年度の売上総利益率又は売上高営業利益率が、前年度等（令和元年、令和2年、令和3年を含む年度に限る。）の売上総利益率又は売上高営業利益率と比較して、3ポイント以上減少していること。



② 2事業年度の確定申告がない事業者

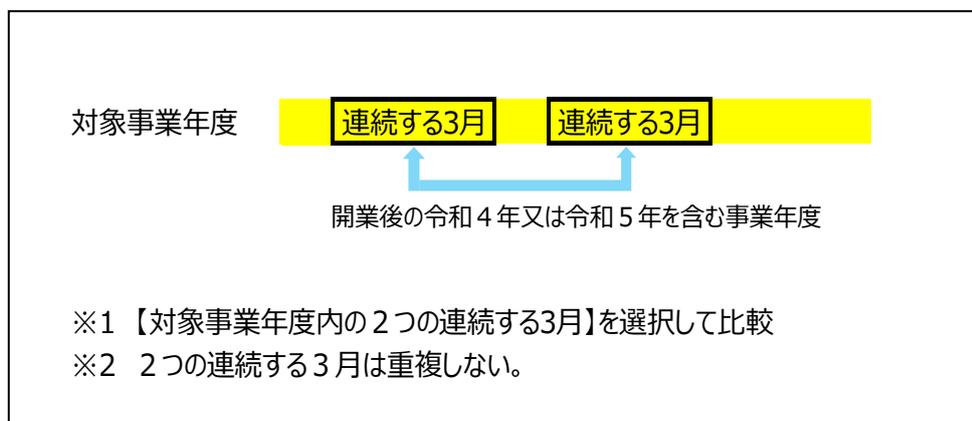
ア 1事業年度の確定申告がある事業者

申告を終えていない事業年度内の連続する3月以上の売上総利益率又は営業利益率が、直近の1事業年度の売上総利益率又は営業利益率と比較して3ポイント以上減少していること。



イ 確定申告がない事業者

開業後の連続する3月を2以上選択し、選択した2つの3月の売上総利益率又は営業利益率を比較して3ポイント以上減少していること。



4 給付額

(1) 通常給付分

法人 10 万円 個人事業者 5 万円

(2) 上乗せ給付分

法人 10 万円 個人事業者 5 万円

5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和5年9月22日(金) ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

※窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、**郵送での申請に御協力**
をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 「事業継続支援給付金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日
とします。



②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。



③交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付



④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」 現金での支給はできません。

「キリシマジギョウエン」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話：0995-55-1603

F A X：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L：https://www.city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 事業継続支援給付金

検索 